

新庁舎建設基本設計業務の受託者が決定しました

町では、平成29年度に策定した「富士川町新庁舎整備基本計画」に基づき、新庁舎建設基本設計業務について、昨年12月21日から、プロポーザル方式による業者選定を行ってきました。厳正かつ公正な審査を行うため、町では審査委員会を設置し、審査を行っていただきました。

第一次審査では、企業体や配置予定主任技術者の業務実績などの書類審査を行い、第二次審査では、技術提案書、プレゼンテーション・ヒアリングなどの審査を実施し、受託候補者と次点者を特定しました。

3月15日には、審査委員会から、審査結果報告書が、町に提出されました。



◆プロポーザル方式とは◆

『設計案』を選ぶのではなく、『建築設計を委託する上で、最も適した『設計者（人）』を選定する方式です。

技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選びます。

町と契約を締結した設計者（企業体）は町民の皆さんや職員などの意見を反映させながら、設計を進めていくこととなります。

※『設計案』そのものの良否を選ぶ『コンペ方式』とは異なります。

◆プロポーザル審査結果◆

◆受託候補者

山形一級建築士事務所・総合建築設計事務所 富士川町新庁舎建設基本設計業務共同企業体

◆次点者

馬場設計・土谷設計事務所 富士川町新庁舎建設基本設計業務共同企業体

審査結果報告書を受け、町は受託候補者と契約に向けた協議を行いました。

その結果、3月27日にプロポーザルの受託候補者と契約を締結しました。

◆受託者

山形一級建築士事務所・総合建築設計事務所 富士川町新庁舎建設基本設計業務共同企業体

◆今後について

今後、町民の皆さんを含めた懇話会を設けながら、具体的な建物の配置やレイアウトなどを決定するための基本設計を行います。

新庁舎整備およびプロポーザルの詳細につきましては、町ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ

管財課 施設整備担当
☎22-72006

木造住宅の耐震化補助制度を

活用しましょう

町では、大地震時における建物の安全性を向上させるため、昭和56年以前に建てられた木造住宅について、耐震化の支援を行っています。

◆耐震診断を無料で実施しています

◆対象建築物
次のすべてに該当するものが対象になります。

- ・町内に住所を有する者が所有し、居住していること
- ・昭和56年5月31日以前に工事着工したもの
- ・木造で在来工法であるもの
- ・2階建て以下、延べ床面積300㎡以下のもの
- ・専用住宅または併用住宅

◆診断内容など
町が委託した建築士が申込者の住宅を調査します。
診断内容は、間取り・柱の傾斜・筋交いの有無などです。地震に対する耐力を総合的に判断します。

◆診断の結果「耐震性なし」と判断された場合は、建築士が、診断の内容と結果・耐震改修工事の方法とおおむねの費用などを説明します。

※町では、「耐震性なし」と診断された木造住宅を対象に、耐震改修設計や耐震改修工事について補助を実施しています。

◆耐震改修設計費補助

補助金限度額 20万円
◆耐震改修工事費補助
補助金限度額 80万円

●お問い合わせ

都市整備課 住宅担当
☎22-72114

◆診断実施時期

申込件数がまとまった時点で、一括して年度内に実施します。